

業務指示書

タンザニア国アルーシャーホリリ道路改修事業にかかる追加調査業務

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2015年7月29日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第二課 城水 健 Shiromizu.Tsuyoshi@jica.go.jp

質問に対する回答： 2015年8月3日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

(○) 認めます。

() 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 二者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。) 技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の3/4まで補強を認めます。

【業務主任(総括)について】

() 業務主任者(総括)については補強を認めません。

(○) 業務主任者(総括)について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。
注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。
注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。
注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。
注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。
注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 外国籍人材の活用を認めます。

- () 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。
- () 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：道路改修・橋梁事業に関する業務経験

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 業務管理グループ(副業務主任者の配置)を認めない。

() 業務管理グループ(副業務主任者の配置)を認める(ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない)。副業務主任者は名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合、3点の加点を行います。(「第9 プロポーザルの評価」参照)。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者(総括/交通解析)】

(業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)も同様の項目)

- 1) 類似業務の経験：道路・橋梁事業に関する業務経験
- 2) 対象国又は同類似地域：タンザニア 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力(語学は認定書(写)を添付)：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 橋梁・道路設計レビュー】

- 1) 類似業務の経験：橋梁・道路設計に関する業務経験
- 2) 対象国又は同類似地域：タンザニア 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2015年8月7日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写5部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

() 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

(○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

自然条件調査

() 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(TZS1 = 0.059 円 , US\$1 = 122.74 円 , EUR1 = 136.19 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。
なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： ~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所： 独立行政法人国際協力機構 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、条件等は、以下のとおりです。
 - a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
 - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
 - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/交通解析
橋梁・道路設計レビュー

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

7.00 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2015年8月21日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>規程」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- () 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。
- (○) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表

タンザニア国アルーシャーホリリ道路改修事業にかかる追加調査業務

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価 <small>（本案件では副業務主任者の配置（業務管理グループ）を認めません。）</small>	(34.00)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/交通解析	(34.00)	()
ア) 類似業務の経験	13.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	
ウ) 語学力	6.00	
エ) 業務主任者等としての経験	7.00	
オ) その他学位、資格等	5.00	
②副業務主任者	(-)	()
カ) 類似業務の経験	-	
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	
ク) 語学力	-	
ケ) 業務主任者等としての経験	-	
コ) その他学位、資格等	-	
③体制、プレゼンテーション	()	()
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制 <small>（今回は評価の対象としません）</small>	-	
(2) 業務従事者の経験・能力： 橋梁・道路設計レビュー	(16.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 調査の目的・内容に関する事項

1. 事業の背景

アフリカ域内の経済統合の重要性が認識される中、東アフリカ共同体（East Africa Community : EAC）においても、同地域全体の経済活性化の観点から、国境を越えた物流等を円滑にする運輸インフラ整備が進められてきた。EAC域内には、タンザニアのダルエスサラーム港からドドマを経由してルワンダ等内陸国へ続く中央回廊と、ケニアのモンバサ港からウガンダを経由してルワンダ等内陸国を結ぶ北部回廊を始めとする5つの経済回廊が存在し、沿岸国のみならず内陸国にとり必要不可欠な国際中継ルートとなっている。また、国境における出入国・通関手続きを効率化するため、東アフリカでは10ヶ所においてワンストップ・ボーダーポストの整備が進められている。

東アフリカに位置するタンザニアは8カ国と国境を接している。その国土は94.5万平方km（日本の約2.5倍）と広いが、主たる交通手段は道路であり、2011年時点で貨物輸送の75%以上、旅客輸送の90%を道路が占めている。既設の鉄道は老朽化が進み、その改修が検討されているが、信頼性の高い交通手段として機能するにはさらなる時間を要することから、道路の重要性は依然高い状況が続いている。2003年にタンザニアで策定された「国家運輸政策」（National Transport Policy）では、運輸・交通の円滑化、インフラ整備を通じた経済成長促進を唱え、具体的な実現に向けた10ヶ年計画である運輸セクター投資プログラム（10 Years Transport Sector Investment Program）が2007年に策定され、現在、同プログラムの第二フェーズに基づき諸計画が進められている。また、タンザニアでは、2013年にタンザニア政府により立ち上げられたBig Results Now イニシアティブ（諸政策の優先順位付けにより短期的な成果を出すための取組）が進められ、港湾整備と鉄道の再活性化とともに、道路網整備による輸送時間の短縮が掲げられている。

かかる状況の下、アルーシャ-ホリリノタバタ-ヴォイ道路は、タンザニア第二の都市であるアルーシャ（アフリカ第4縦断道路上）からホリリノタバタ（ケニアとの国境）を経由し、ケニアのヴォイ（北部回廊上）を繋ぐ地域道路であり、タンザニア-ケニア間の物流の円滑化のみならず、内陸国にとっては北部回廊経由でインド洋に抜ける輸送ルートが確保される等、EAC内の地域統合、さらには域外との貿易促進を後押しする道路と位置付けられる。特にタバタ-ヴォイ間（ケニア側）の未舗装の既設道を整備することにより、モンバサ港からホリリノタバタを経由してタンザニア及び内陸国を繋ぐ輸送ルートが確保されることから大幅な交通量の増加が見込まれ、既設舗装道についても併せて補強する必要がある。

「アルーシャ-ホリリノタバタ-ヴォイ道路改良事業」は、EACが雇用したコンサルタントにより、2011年に実現可能性調査／基本設計（Feasibility Studies and Detailed Engineering Design of the Multinational Arusha-Holili/Taveta Voi Road、EGIS BCEOM作成：以下、「F/S」という。）が既に行われているものの、円借款案件として形成していく上で、安全性・経済性・妥当性等の面で十分な水準を備えた内容にする必要がある。そのため、F/Sの分析のうち、新橋建設・道路拡幅・交差点改良に係る設計の代替案の比較検討等、一部項目について追加調査を行うものである。

2. 事業の概要

(1) 事業名

アルーシャ-ホリリノタバタ-ヴォイ道路改良事業

(2) 事業目的

本事業は、タンザニア北部 2 州においてケニアに通じる既設幹線道路を改良することにより、急増する道路交通需要への対応を図り、もって東部アフリカ地域の経済活性化に寄与することを目的とする。

(3) 事業概要

タンザニア・アルーシャからケニア・ヴォイまでの全長約 235km の幹線道路（全体事業）のうち、タンザニア側（アルーシャ州テンゲルからキリマンジャロ州ホリリまで）約 100km の既設道の改良（本事業）。全体事業のうち、本事業を除く、アルーシャバイパス道路新設（約 40km）、サキナ-テンゲル間拡幅（約 15km）及びケニア側の道路整備（約 100km）はアフリカ開発銀行（AfDB）の融資により実施中。

(4) 対象地域

アルーシャ州テンゲルからキリマンジャロ州ホリリ（ケニア国境）間

(5) 関係官庁・機関

- ・建設省（Ministry of Works : MOW）
- ・タンザニア道路公団（Tanzania Road Agency : TANROADS）及び地方事務所（Regional Manager's Office）

(6) 本事業に関連する我が国の主な援助活動

- ・アルーシャ-ナマンガ-アティ川間道路改良事業（円借款：68.57億円、2006年度）

3. 業務の目的

アルーシャ-ホリリノタバタ-ヴォイ間既設道路の内、円借款による支援を検討中のタンザニア側（テンゲル-ホリリ間）の既設道路の改良事業について、F/Sの妥当性を技術的観点から確認し、必要に応じて修正事項・代替案を提示することを目的とする。本業務の成果は、タンザニア側（テンゲル-ホリリ間）の舗装された既設道の改良事業に対する円借款供与（供与額を含む）を検討する際の資料として用いられることとなる。

4. 業務の範囲

本業務は、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、

「6. 調査の内容」に示す事項を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書を作成し、JICA 及び関係官庁・機関に提出するものとする。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 円借款検討資料としての位置付け

本業務の成果（結果）は、タンザニア側（テンゲル-ホリリ間）の既設道路の改良事業に対する円借款供与（供与額を含む）を検討する際の資料として用いられることとなる。ただし、本業務で求めるのは予備設計レベル¹であり、詳細設計については円借款事業の中で別途実施することを想定している。

(2) 重点項目

以下の項目については、結果の取り纏めに際して、JICAから基本的な基準、取り纏めの様式等を提示することがある。

- ・ 調達・施工方法
- ・ 事業費
- ・ 事業実施機関の実施能力
- ・ 操業・運営／維持・管理体制
- ・ 運用・効果指標

(3) 業務の工程

業務対象道路については既設道路の改良・拡幅、交差点改良に加え、一部新規に建設が必要な道路（線形改良）区間が含まれている。また、キカフ川には橋梁を新設する必要がある。特にこれらの道路拡幅・交差点改良区間、及び線形改良・渡河区間については、沿道の土地利用、駐停車需要、右左折交通量への配慮、あるいは縦断勾配、橋長、登坂車線・跨道橋等の附帯施設の必要性の有無等について複数の代替案を含めた概略検討を行った上で最適案を選定し、予備設計を行うことが必要となる。そのため、業務工程については、以下ステージに分けて実施することを想定し、関係官庁・機関と協議・確認し、その結果を JICA に報告することとする。

a) 現状の確認及び事業内容の概略検討（最適案の選定）

道路拡幅・交差点改良区間、及び線形改良・渡河区間について、F/S の提案内容、両国の道路・橋梁構造等を確認するとともに、横断構成、縦断勾配、橋長、附帯施設等について、それぞれ複数の代替案に関する概略検討を改めて行い、費用対効果等、定量的・定性的な指標²に基づく比較により最適案を選定し、結果をインテリム・レポートに取り纏める。

b) 予備設計と事業効果の確認

上記概略検討結果に基づき（あるいは並行して）、補完的な地形測量、地質調査等の自然条件調

1 縮尺：平面図（1/1,000）、縦断図（H=1/1,000、V=1/200）、横断図（1/200）、図化間隔：20m 又は 25m ピッチ及び変化点

2 施工性、経済性、維持管理、走行性、安全性及び社会・自然環境、景観等の指標

査、交通調査・軸重調査等（キリマンジャロ国際空港：1交差点、キカフ：2交差点、モシ町：2交差点、ヒモ町：1交差点を想定するが、代替提案を認める。）を必要に応じて行い、予備設計（道路・橋梁）を実施する。併せて、交通量の将来需要予測の更新、事業費の積算、内部収益率の算定等を行った上で、事業効果の確認を行い、結果を業務完了報告書（案）に取り纏める。

c) 報告書作成

業務完了報告書（案）を基に関係官庁・機関へ説明・協議を行い、その過程で出たコメント等を反映した業務完了報告書を取り纏める。

（４）設計の精度

予備設計（円借款事業としての妥当性を判断できるレベルの設計³、積算）までを実施する。

（５）先方政府との合意形成

業務実施にあたっては、関係官庁・機関及び本業務実施コンサルタントとの間で、作業の各段階で密な意見交換と合意形成を行い、関係官庁・機関にとって受け入れ可能な計画・設計を提案すること。

6. 業務の内容

上記「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、本業務の背景及び目的を十分把握し、JICAと調査の方針について協議の上、実施することとする。

（１）事前準備（国内作業）及びインセプション・レポートの作成、説明及び協議

1) F/S等の関連資料の内容のレビュー・分析ならびに課題抽出（設計速度、縦断勾配、緩和曲線パラメータ・単曲線半径、交差点飽和度、橋長・径間割等）を行い、現地業務での作業内容、重点調査項目を把握する。F/Sについては、主に以下について技術的観点から妥当性について確認し、必要に応じて修正事項・代替案を提示する。

- ① 道路拡幅・交差点改良区間
- ② 線形改良・渡河区間（橋梁及び付帯構造物については、本邦技術導入の可能性を検討）
- ③ 追加調査（自然条件調査、交通調査等）

2) 業務全体の方針・方法及び作業計画を検討し、業務計画書及びインセプション・レポートを作成の上、JICAに説明・協議を行う。

（２）調査内容

1) F/Sの代替案の策定、予備設計及び積算

- ① 現地業務の冒頭に、インセプション・レポートに基づき、JICA タンザニア事務所及び関係機関に業務実施計画の説明を行い、特に、新規に建設する橋梁の設計案について、関係機関の意見を聴取し、結果を取り纏めた上で最適案を選定する。

3 注1参照。

- ② 現地調査を行い、追加調査が必要な場合には、その内容を明らかにするとともに、JICAタンザニア事務所に説明・協議を行った上で、再委託の発注を行う。
- ③ F/S の補足・修正すべき事項を整理するとともに、F/S の提案のうち、修正を要する事項について、予備設計（道路・交差点、橋梁等）を行うとともに、関連工事に伴う積算を行う。
- ④ 追加調査を行う場合は、その進捗について適切に監理を行う。
- ⑤ 追加調査を行う場合には、その結果について情報収集を行い、必要に応じて予備設計に反映する。予備設計に際しては、特殊な工法や調達方法に影響を与えるような工法（設計・施工一括及び詳細設計付工事発注方式が必要となる等）の有無についても確認する。

2) 事業実施スケジュール

調達手続きを含めた詳細設計／施工期間について、月単位のバーチャート（JICAの様式に基づく）により、計画を策定する。その際、影響を与え得る施工項目や本体施工以外の工程（補償費の支払を含む）を示した上で、スケジュールの妥当性を検証する。

3) 事業実施体制／維持・管理体制

タンザニアで実施されている当該類似業務の実施体制、制度を把握した上で、本プロジェクトの事業を実施するに際しての実施機関の財務・予算状況について情報収集を行う。

4) 事業の概略事業費

以下に従って積算を行う。

① 事業費項目

概略事業費の積算に当たっては、基本的に以下の項目に分けて積算を行う。なお、報告書には事業費の総表を記載することとし、個別具体的な積算結果は報告書には記載しない。

- a. 本体事業費
- b. 本体事業費に関するプライスエスカレーション
- c. 本体事業費に関する予備費
- d. 建中金利
- e. コンサルタント費（プライスエスカレーションと予備費を含む）
- f. その他 1（融資非適格項目）
 - 用地補償等（予備設計の結果、新規に住民移転が発生する場合は積算に含める）
 - 関税・税金
 - 事業実施者の一般管理費
- g. その他 2
 - 完成後の維持保守費
 - 初期運転資金
 - 移転地整備にかかる費用
 - 研修・トレーニング費用、広報・啓蒙活動等に要する費用

-当該事業実施に伴い追加的に必要となる管理費

② 事業費の算出様式

事業については、別途 JICA が提供するコスト計算支援システム (Excel ファイル) の様式にて提出する。なお、同様式については、事業費を事業実施期間の各暦年へ割り振った形式となっている。

③ 準拠ガイドライン

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル (試行版)」(2009 年 3 月版) を参照する。

④ 積算総括表

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル (試行版)」を参照して積算総括表を作成し、機構に対しその内容を説明し、確認を取ることにする。

⑤ 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、コスト縮減の可能性を十分に検討し、コスト縮減にかかる検討結果を別途機構が指示する様式にとりまとめ、提出する。

5) 事業の評価

事業を 1) 定量的効果、2) 定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標 (運用・効果指標) を設定し、事業完成後約 3 年を目途とした目標年尾目標値を設定する。この際、定量的指標として受益者数、内部収益率 (EIRR) を算出する。なお、本事業については、定量的指標 (運用・効果指標) として、①年平均日交通量、②所要時間短縮、③走行費用の節減、④平均走行速度の向上への便益等を想定している。

6) インテリム・レポートの作成、説明及び協議

国内作業時に行った予備設計について、インテリム・レポートとともに JICA、先方関係機関に説明・協議を行い、要すれば必要な修正を行う。なお、ドラフトの提出にあたっては、JICA が内容を確認するための十分な時間 (最低 5 営業日) を確保すること。

7) ドラフト・ファイナル・レポートの作成、説明及び協議

第二次現地調査の結果を踏まえてドラフト・ファイナル・レポートとして取りまとめる。ドラフト・ファイナル・レポートについては、ドラフトを作成し、JICA と協議を行い、必要な修正を行った上で、先方関係機関と協議を行い、合意を得ること。なお、ドラフトの提出にあたっては、JICA が内容を確認するための十分な時間 (最低 5 営業日) を確保すること。

8) ファイナル・レポートの作成、説明及び協議

ドラフト・ファイナル・レポートに対する先方関係機関のコメントを踏まえ、ファイナル・レポートを作成し、JICA に説明及び協議を行い、JICA からのコメントを反映させ、最終版を作成、JICA に提出する。

7. 成果品等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は(3)業務完了報告書とする。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に JICA に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

(1) 提出物

1) 業務計画書

記載事項：共通仕様書第 6 条に記載するとおり。

提出時期：契約開始後 10 日以内

部 数：和文 3 部（簡易製本）

2) インセプション・レポート

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画、便宜供与依頼内容等

提出時期：調査開始後半月以内

部 数：英文 10 部（簡易製本）

3) インテリム・レポート

記載事項：概略検討結果

提出時期：契約開始後 2 ヶ月以内

部 数：英文 10 部（簡易製本）

4) ドラフトファイナル・レポート

記載事項：3) を基にアップデートした成果及び予備設計図書類

提出時期：業務開始 4 ヶ月以内

部 数：英文 10 部（簡易製本）

5) ファイナル・レポート

記載事項：4) に先方関係機関との協議結果を反映した結果（要約を含む）

提出時期：業務開始 5 ヶ月以内

部 数：英文 10 部（簡易製本）、CD-ROM3 部

6) 業務完了報告書

記載事項：5) の要約

提出時期：業務開始 6 ヶ月以内

部 数：和文 6 部（簡易製本）、CD-ROM3 部

(2) その他の提出物

1) 議事録等

関係官庁・機関との協議等にかかる議事録を策定し、JICA に速やかに提出する。JICA タンザニア事務所における協議についても、同様とする。

2) 収集資料

本業務を通じて収集した資料及びデータは項目毎に整理し、可能な限り電子データにて収

録し、収集資料リストを添付のうえ、JICAに提出する。

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程

2015年8月中旬より業務を開始し、2016年2月下旬までに業務完了報告書を作成・提出する。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

（1）業務量の目安

合計 約10 M/M

（2）業務従事者の構成分野（案）

業務従事者の構成分野（案）を以下に示す。

業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な団員構成がある場合、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。なお、以下に記載の格付は目安であり、これと異なる格付を提案することも認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。）なお、4）環境・社会配慮レビューについては現時点ではプロポーザルおよび経費見積りに含めることは不要。

- 1）総括／交通計画（2号）
- 2）橋梁・道路設計レビュー（3号）
- 3）積算・施工計画レビュー
- 4）環境・社会配慮レビュー（注：p.11「7. その他の留意事項（4）環境社会配慮」参照。）

3. 現地再委託

以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタントに再委託して実施することを認める。

- 1）交通調査（軸重調査を含む）
- 2）新橋及び同橋両側交差点改良に係る自然条件調査（地形測量、ボーリング、地質調査を含む）

なお、2）に係る経費については、現地調査を踏まえて数量を確定することとする。新橋に関しては地質調査を、同橋両側の交差点改良については地形測量を、必要に応じて行う。その他の交差点については自然条件調査を想定していないが、必要に応じて提案を認める。このため、当該経費は、別見積りに計上すること。

プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行う。上記以外に再委託による実施が必要な調査があれば併せてプロポーザルにて提案する。

現地再委託にあっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」

に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

4. 現地傭人

積算・施工計画レビューについては、現地傭人として、大学院卒業後5年程度または同等の資格を有する人材を補佐業務に当たらせることを認める（4 M/M想定）。

5. 配布資料及び公開資料

1) 配布資料

- EAC作成のF/S報告書「Feasibility Studies and Detailed Engineering Design of the Multinational Arusha-Holili/Taveta Voi Road」

- 2015年1月のJICAによる情報収集ミッション結果

2) 公開資料

- タンザニア国「全国物流マスタープラン調査」報告書（2014）

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000015369.html>（JICA図書館ウェブサイトより閲覧可能）

- 開発途上国における舗装設計基準適用のあり方に関する調査（プロジェクト研究）報告書（別冊）「協力準備調査における道路舗装設計ハンドブック（案）」（2014）

http://libopac.jica.go.jp/images/report/12232211_02.pdf（JICA図書館ウェブサイトより閲覧可能）

6. 機材の調達

本業務においては、資機材の購入については現時点では想定していないが、業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案すること。

7. その他の留意事項

(1) 関係者との連絡

関係官庁・機関、JICAタンザニア事務所、JICAアフリカ部との連絡を緊密に行い、調査進捗状況の報告にあたっては、資料を用いて効果的・効率的な報告となるよう配慮する。

(2) 道路舗装設計

道路舗装設計に際して、本指示書公開資料に挙げた「協力準備調査における道路舗装設計ハンドブック（案）」（2015年4月）を参照し、地質、水文、材料、交通量・軸重、排水設計等に留意した調査を行うこと。

(3) 安全への配慮

現地調査期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICAタンザニア事

務所、在タンザニア日本大使館において十分な情報収集を行うこと。また、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行い、安全確保に最大限の配慮を行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に郊外・地方にて活動を行う場合は、対象地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

(4) 環境社会配慮

F/Sにおいて環境社会影響評価 (ESIA)及び住民移転計画 (RAP)は作成されているが、本業務が求める新橋や道路の線形改良等にかかる代替案を提示する際には、設計に伴い発生しうる新規用地取得及び住民移転、ならびに追加的環境計画作成の必要性も含めて検討、関係官庁と協議を行い、報告を行うものとする。

また、環境社会配慮に関して、JICAにより、本業務において新規に既存 ESIA 及び RAP の確認を行う必要があると判断された場合（注：実施機関より JICA に対して環境社会配慮に関する資料が提出された後、JICA が判断を行う。7 月下旬～8 月頃を目途としているが、判断の時期については変更となる可能性がある。）、契約変更により環境社会配慮業務を追加する可能性がある。数量規模等は合わせて JICA より提示する。

(5) 不正腐敗の防止

「JICA 不正腐敗防止ガイドンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に本業務を実施すること。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談すること。

以 上

